

京都市告示第 5 9 1 号

京都市元離宮二条城条例第 2 条及び第 5 条の規定に基づき、元離宮二条城の開城時間及び入城料を、また京都市元離宮二条城条例施行規則第 1 条の規定に基づき、元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

京都市長 門川 大作

1 変更する期間

平成 3 0 年 3 月 2 3 日から同年 4 月 1 5 日まで

2 開城時間、受付時間及び入城料

開城時間に午後 6 時から午後 9 時 3 0 分までを、入城受付時間に午後 6 時から午後 9 時までを追加する。また、上記期間中、和装で来城された方について、入城料を免除する。

(元離宮二条城事務所)